

白岡市告示第160号

白岡市認知症カフェ運営補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年5月9日

白岡市長 小島 卓

白岡市認知症カフェ運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域住民に対する認知症の普及啓発を行い、また、認知症の人を介護する家族の負担の軽減を図ることを目的とした認知症カフェ（以下「カフェ」という。）を運営する団体に対し、白岡市認知症カフェ運営補助金を（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成10年白岡町規則第1号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、適正な運営が確保できると白岡市が認めた、次に定めるものとする。

- (1) 市内で業務を行う法人格をもった企業等
- (2) 市内で活動する地縁団体等
- (3) その他市長が認めたもの

(申請及び決定)

第3条 カフェを実施しようとする事業者は、様式第1号の白岡市認知症カフェ実施承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、実施の承認、又は却下を決定し、様式第2号の白岡市認知症カフェ

実施承認（却下）通知書により通知する。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に定めるものとする。

- (1) 飲食料費
- (2) 会場の賃貸料、光熱費、水道費
- (3) 参加者に対する保険代

（補助金限度額及び回数）

第5条 補助金の額は、1回当たりの算定上限額を2,500円とする。

2 補助金の算定上限回数は、カフェを実施した年度につき12回までを算定可能とする。

3 補助金の額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（実績報告）

第6条 カフェの実施事業者は、カフェを実施した日から30日以内に様式第3号の白岡市認知症カフェ実施報告書に、実施時の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請及び決定）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、カフェを実施した年度末に様式第4号の白岡市認知症カフェ運営補助金交付申請書に、様式第5号の白岡市認知症カフェ実施経費報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、様式第6号の白岡市認知症カフェ運営補助金交付決定（却下）通知書により通知する。

（書類の整備）

第8条 補助金の交付を受けた事業者は、カフェに係る収支等についての書類を整備及び保管しておかななければならない。

2 前項の帳簿等は、当該補助金の交付決定を受けた日から5年間保管しなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

白岡市認知症カフェ実施承認申請書

年 月 日

（宛先）白岡市長

所在地

申請者 団体名

代表者名

白岡市認知症カフェの実施承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開始予定月 年 月から実施予定

2 実施場所

3 担当者・連絡先 担当者

連絡先

様式第2号（第3条関係）

白岡市認知症カフェ実施承認（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長

年 月 日付けで申請のあった、白岡市認知症カフェ実施承認申請書
について、次のとおり決定したので通知します。

実施を承認（却下）した団体	
理由（却下時のみ）	

白岡市認知症カフェ実施報告書

年 月 日

（宛先）白岡市長

所在地
報告者 団体名
氏 名

認知症カフェを実施しましたので、次のとおり報告します。

日 時	
場 所	
参加者数	名（男 名・女 名）
内 容	
収支金額 （内訳）	

※ 添付資料 実 施 写 真

様式第4号（第7条関係）

白岡市認知症カフェ運営補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）白岡市長

所在地

申請者 団体名

代表者名

認知症カフェ運営に係る補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 認知症カフェ実施月 年 月 から 年 月 まで
（全 回）

2 交付申請額 _____ 円

3 添付書類

白岡市認知症カフェ実施経費報告書

白岡市認知症カフェ実施経費報告書

年 月 日

（宛先）白岡市長

所在地
報告者 団体名
氏名

年度白岡市認知症カフェの実施に係る経費を、次のとおり報告します。

年度実施分	対象経費	金額
（例）	食糧費・保険代	2500円
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

※対象経費【項目】 食糧費・保険代・賃貸料・光熱費・水道費など

様式第6号（第7条関係）

白岡市認知症カフェ運営補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長

年 月 日付けで申請のあった、白岡市認知症カフェ運営補助金交付申請書について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

補助金の交付を 決定（却下）した団体	
補助金の交付決定額	
理由（却下時のみ）	